

日時：平成27年8月28日（金）

場所：スクワール麴町

報告者：中村 光宏

## I 基調講演

「学校における医薬品教育に求められるもの期待されるもの」

東京薬科大学薬学部 教授 北垣邦彦先生

医薬品教育において2つの視点で解説

- ① 「求められるもの」→教科保健としてなすべき事
  - ② 「期待されるもの」→学校薬剤師ができる事
- ① 医薬品の適正使用に関する基礎知識の理解（セルフメディケーション）であり「生涯を通じて自ら健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる事を目的としている。  
例：医薬品の適正使用を不適切使用から考えてみる。
1. 不適正使用した際に考えられる事象について話し合う（倍量服用すると効果が強くなり危険等）。
  2. 医薬品には「副作用」があることを理解する。
  3. なぜ副作用がある事が分かっているのか？→再審査制度の説明
  4. 副作用があっても医薬品を使用する必要がある事を理解できるようになる→医薬品使わない事もリスクがある事を説明。
- 一般用医薬品の使用に関しては需要者の選択により使用される事→自己責任が伴う。
- ② 「医薬品」に関する保健指導において学校薬剤師の強みを生かす！  
→薬剤師の専門性である服薬指導の経験を生かして子ども達へ指導する。  
服薬指導の経験がリスクマネジメントにつながる  
「情報」が氾濫している→リスク対して自身で判断や行動ができるようになる  
→リスクコミュニケーションについて個人の考えを（イデオロギー）を押し付けない。  
医療の専門家は常にファシリテーターであるように。  
「ゼロリスク」への過度の期待からの脱却→一次予防に重点を置きすぎた教育からの進展→Risk&Benefitについて考えることのできる子どもの育成。

## II 事例報告

- ① 「愛知県におけるくすり教育の現状と今後の課題」

一般社団法人愛知県学校薬剤師会 理事 山口一丸先生

医薬品についての子供達への理解度を事前にアンケートにより調査している授業の参考にしている。指導に参考となる教材を揃える事で指導の充実を図ると同時にタイムス

ジュール表を作成し学校薬剤師と学校側がスムーズに連携を取れるように工夫している。学校薬剤師がくすり教育に関われるようにフローチャートを作成し対応（依頼を断らない体制作り）。

② 「医薬品教育の充実について - アクティブラーニングを中心に -」

茨城県立並木中等教育学校 教諭 飯塚寛子先生

※アクティブラーニングとは

「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習」としたうえで「何を考えるか」という知識の質や量の改善はもちろん「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、知識・技能を定着させるうえでも、学習意欲を高めるうえでも効果的だと意義付けている。

実例紹介

1 グループ学習：ドラッグストアの協力のもと現地へ調査に行き販売規制（1類・2類）等の違いについて学習

展開：医薬品の販売規制についてワークシートで学習

2 グループ学習：一般用医薬品の添付文章を用いて必要な情報だと思う部分にマーカーを引きグループ内で話し合い

展開：医薬品の副作用について解説

③ 「高校におけるくすり教育 ～危険ドラッグを題材として～」

公益社団法人東京都薬剤師会 衛生検査所所長 安田一郎先生

自身が授業で使用しているスライドの紹介と授業後のアンケート調査の解析

【薬粒乱用防止教育】

・薬物乱用防止教育に関する授業は、生活指導の時間、保健体育の時間で何回か行われている為マンネリ化してしまう。

→それぞれの教諭・外部講師は連携しカリキュラムを作成する必要がある。

・大麻は麻薬と並ぶ薬物だと習った。海外では違うのか

→海外での大麻の取り扱いを正しく説明する。

→法律は日本人であれば海外でも適応される。

【くすり教育】

・薬物とくすりは同じ作用ではないのか？

→「体に良い物・悪い物」に加え「法律に反する」「社会規範」について説明

④ 「アンチ・ドーピング活動から考えるくすり教育」

一般社団法人長崎県薬剤師会 薬事情報センター・検査センター長 上島泰二先生  
長崎国体の事例報告